

むらみ

第39号

平成5年7月30日



▲古町地区

福島県土地改良団体職員連絡協議会

目次

- 一、平成五年度役員合同会議開催 事務局
- 四月二十八日（土地連会議室）
- 二、平成五年度第二回役員合同会議開催 事務局
- 七月一日（丸峰観光ホテル）
- 三、平成五年度総会 事務局
- 七月一日（丸峰観光ホテル）
- 四、会長挨拶 副会長 松本充弘
- 五、職員業務研修会 事務局
- 七月一日（農業、農村の管理対策）
 （第四次土地改良長期計画）
- 七月二日（いろいろな話）
- 六、十年をふりかえって 梁川町土地改良区
- パソコン導入で事務の合理化 岡崎 泰子
- 七、土地改良区と私 安達疏水土地改良区
- 懇親会で仕事の交流も 巴 恵美子
- 八、日日の想い 長瀬川土地改良区
- 組合員の立場で新たな土地改良事業を 阿部 操
- 九、勤続三十年の回想 会津本郷町土地改良区
- 職員の身分保障と安定雇用を力貸して 白井 正敏

- 一〇、顧みる 浪江町土地改良区
- 整然とした田園風景に苦勞も報われる 瀬尾 三千子
- 一、機関紙を振り返って 事務局
- 皆んなで盛り上げよう 大島 孫三郎
- 一一、事例研修
- 土地改良法第五〇条国有地の譲与又は国有地への事務手続きについて
- 一三、農村地域における土地改良施設等の管理のあり方についてのアンケート調査回答集 事務局
- 一四、「表紙」県営ほ場整備事業 事務局
- 古町地区概要 事務局
- 一五、編集子 事務局



平成五年度役員 合同会議開催

本年度始めの役員会は四月二十八日（水）土地連会議室において角田事務局長司会のもと進められた。最初に佐原会長より本日の役員会開催の主旨並びに平成四年度の協議会運営協力に対する挨拶の後議事に入った。中途土地連佐藤専務理事より業務運営に対し謝礼があり本協議会行事のうち県外研修功労者表彰について一部土地改良区理事長より検討すべきではないかとの意見がある旨の申出があった。

佐原会長が議長となり議事が進められた。

(1) 平成四年度事業執行状況について

(2) 平成四年度収支決算報告について

鈴木代表監査員より当日の監査結果について報告質疑が行われた後原案どおり了承された。

(3) 平成五年度総会の開催について

総会の開催場所は三方部（中、

会津、浜）順番で開催されており本年度は会津方が会場となり総会および研修については事務局に一任された。

(4) その他

(イ) 県外研修について

研修参加希望者が少ないため事務局等で苦慮されているので隔年又は理事会等で検討の上実施することが要望された。

(ロ) 功労者表彰規程の見直しについて

土地改良区表彰、土地連支部表彰、土地連表彰とがあり重複表彰ではないかとの一部理事者より申出があったが本協議会としては事業計画の主たるものであり従来どおり実施することとされた。

(イ) 役員任期について

本協議会規約第七条により役員任期は二年とし総会において選任されることとなっている

平成五年度 監査実施

役員会に先立ち四月二十八日午前十時三十分より土地連小会議室において会長、副会長立ち合いのもと平成四年度事業報告及び収支決算、会費等の徴収状況について関係事項帳簿、支払証書により会計経理の内容を詳細に監査された。その結果適正であることが認められた。

平成五年度第二回 役員合同会議開催

七月十一日より会津若松市芦の牧温泉丸峰観光ホテル会議室において幹事、監査員、連絡員の参集のもと開催された。

佐原会長が急病のため松本副会長の挨拶の後議長となり総会提出議案のうち次の事項を協議した。

- (1) 平成五年度補正予算案について
 - (2) 平成六年度事業計画案について
 - (3) 平成六年度収支予算案について
 - (4) 平成六年度会費協賛金の額及び徴収方法について
 - (5) 役員任期の延長について
 - (6) その他
- 事務局よりさきの役員会において検討された役員任期の延長について本日の総会に提案する外、事業計画案についても「むつみ」三十七号において会員に検討をお願いしたが別に新たな提案がなく例年とおりの議題について説明の後承認された。

平成五年度総会

本協議会の平成五年度総会は去る七月一日十三時三十分より会津若松市芦の牧温泉丸峰観光ホテルにおいて会員及び多数の来賓が出席して開催された。総会は角田事務局長（土地連指導課長）の司会で佐原会長欠席（急病）のため松本副会長が挨拶の後来賓として出席の参議院議員佐藤静雄先生の祝辞と昨年の選挙における協力、応援方謝礼と今後の活動の抱負について挨拶された。

会長挨拶

副会長 松本 充弘

本日、ここに平成五年度通常総会を開催いたしましたところ、ご来賓の皆様にはご多忙中にもかかわらず、ご臨席くださりまして心から厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様には多数ご出席をいただき、盛会裡に開催できることは本協議会はもとより、土地改良事業の推進のため誠に同慶に堪えないところであります。

本日の総会におきましては、永年勤続職員として会津本郷町土地改良

区白井正敏さん外二十三名の方々に表彰できますことは本協議会の最も喜びとするところであります。

次に、事業計画による昨年度の研修について申し上げますと、総会時研修として、土地連佐藤専務による「環境問題と経営」と題して講演をお願いした外、相馬北部用水改良事務所管内におけるほ場整備の現地研修を実施することが出来ました。

又、県外研修として秋田県仙北平野土地改良区において、今後益々混住化が進行する中での土地改良施設の維持管理を始め、他目的使用の実態について有意な研修を実施することが出来ました。

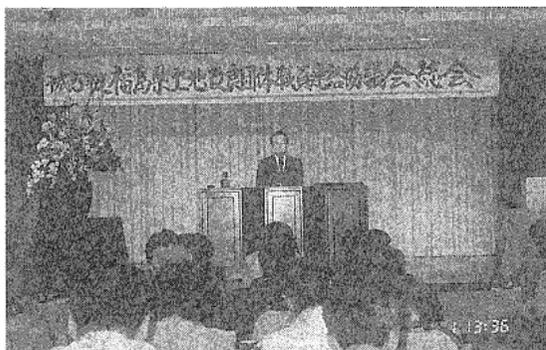
今後も会員の要望に沿った先進地研修を実施する計画でありますので、一層のご協力をお願いする次第であります。

ご承知のとおり農業農村は今、内外の社会情勢の著しい変化の中にあつて、土地改良事業は農業生産性の向上を図るための基盤を整備するばかりでなく、自然環境の保全や農村の生活環境の改善を含めた健全で住みよい農村づくりのため、今後とも微力ながらお手伝いをしなければならぬと考えております。

また、昨年七月に行われました参議院通常選挙におきましては、本協議会として推せんいたしました土地連顧問佐藤静雄先生には、栄冠を勝ち取られました。

ご支援ご協力を頂き、会員の皆様にお礼を申し上げますとともに心からお喜び申し上げ今後一層のご活躍を祈念する次第であります。

次に今回、一連の政治改革の方向をめぐり衆議院が解散され、本月四日公示、十八日に投票が行われることになったことはすでにご案内のとおりであります。土地改良事業の推進に理解ある候補者の支援について



松本副会長挨拶

て特段の協力をお願いする次第であります。

本日の総会には平成四年度決算報告案件をはじめ、七件の議案を提出しております。慎重にご審議頂き円満に議事が終了出来ますようお願いしてご挨拶いたします。



参議院議員佐藤静雄先生祝辞

続いて永年勤続表彰が行われ表彰と記念品が贈られた。受賞者の皆様おめでとございます。健康に留意されまして益々の御活躍を祈念いたします。今後とも本協議会の発展にお力添えを賜りますようお願いいたします。

永年勤続表彰者を受けられた会員は次のとおりです。

〈永年勤続者〉

☆10年勤続☆

所属団体名	氏名
梁川町土地改良区	岡崎 泰子
安達疏水土地改良区	巴 恵美子
安積疏水土地改良区	小林 信一
矢吹土地改良区	泉川 さよ子
以上4名	

☆20年勤続☆

所属団体名	氏名
安積疏水土地改良区	山口 完治
母畑地区土地改良区	佐藤 真利子
矢吹原土地改良区	瀬谷 輝勝
長瀬川土地改良区	坂本 光枝
昭和村土地改良区	阿部 操
鶴川防砂多連合協議会	渡部 福
相馬市土地改良区	山田 佐市
大熊町土地改良区	作間 和子
福島半地改良事業団連合会	加藤 直人
福島半地改良事業団連合会	渡部 恵子
福島半地改良事業団連合会	八巻 千加子
福島半地改良事業団連合会	増井 みどり
福島半地改良事業団連合会	本多 利勝
福島半地改良事業団連合会	柴山 芳子
以上14名	



永年勤続者表彰式

☆30年勤続☆

所属団体名	氏名
安積疏水土地改良区	樽川 一正
会津本郷町土地改良区	白井 正敏
浪江町土地改良区	瀬尾 三千子
福島半地改良事業団連合会	小池 敏治郎
福島半地改良事業団連合会	菊地 昌俊
福島半地改良事業団連合会	関根 福徳
以上6名	

合計	24名
----	-----



永年勤続者表彰

次いで会津若松農地事務所久保内所長より祝辞の後來賓の紹介があり続いて祝電が披露された。

福島県土地改良事業団体連合会長 伊東 正義

福島県土地改良事業団体連合会 飯野陽一郎

津若松支部長 齋藤 文昭

自民党県連前幹事長 齋藤 文昭

続いて議長選出に移り会津若松市

湊土地改良区大竹正夫氏を選出し挨拶の後、平成四年度事業報告及び収支決算が一括議題として事務局の説明、鈴木代表監査員の監査結果報告

後原案どおり承認された。

次に平成五年度補正予算、平成六



会津若松農地事務所久保内所長祝辞

年度事業計画、収支予算案並びに会費、協賛金の額及び徴収方法、役員任期の延長について提案、事務局の説明後質疑が行われた後原案どおり決定され閉会の挨拶の後総会の全日程を終了した。

職員業務研修会

本協議会主催の研修会は七月一日、二日の二日間会津若松市声の牧温泉丸峰観光ホテル会議室において総会に引続き開催された。

本年は例年と異なり講演のみの計画を行いました。第一日は「農業農村の管理対象（土地改良区、地方行政のあり方）」「第四次土地改良長期計画について」の二題を土地連佐藤専務理事の講演をお願いしました。

土地改良施設の管理対象、土地改良区の運営に対する財政援助等今後の対策について有意義な研修を行うことが出来ました。

研修内容は次のとおり。

(研修内容)

農業・農村の管理対策

(土地改良区・地方行政のあり方)

- 一、現状認識
- 二、認識に立った方向付け
- 三、対策の基本的考え方

① 農村地域の管理

② 土地改良区の施設管理

第4次土地改良長期計画について

“新政策”の展開方向に

即して美しい田園空間の形成

(一) 総論
平成五年四月八日 事務次官会議了承

四月九日 閣議決定
期間 平成五年初年度以降十ヶ年 最終年平成一四年

総額 四一兆円

「地域における関係業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行うものが、生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤整備を推進する。」
「併せて、景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成。」

更に、「農用地の総合的整備及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災

事業を推進する。」

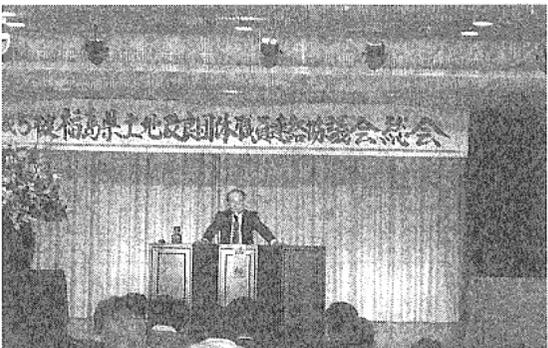
(一) 特徴

- ・ 農村環境整備の大幅な増六・三％→一八・四％(倍率三・二六倍) 五九、四〇〇億円
- ・ 農用地造成は全体の四％に止まり、補助事業が大幅に増大
- 1) 水田の整備水準
三〇a……………七五％
大概一〇〇a……………三〇％
- 2) 畑の整備水準
ほ場に農道を接続している割合 七五％
畑地かんがい施設 三〇％
・ 農地面積は五〇〇万ヘクタール
- (三) 内容
- ・ 土地改良長期計画の実績(第二表参照)
- (四) 農用地総合整備事業
・ 新政策の展開を基調に進める
一 水田の整備について
(一) 平坦地(一/一〇〇以下)なら従来の標準区画の整備費で大区画整理が可能。
(二) 一〇〇ヘクタールの営業表現のための基盤を作る。
(三) 耐用年数の考え方を導入して、大型再整備を実現する。
- 四 中山間地域では、小区画の

整備と地域集落保全の観点重視。

二 畑の整備について

- (一) 畑の整備は、ほ場に農道接続の有無。
- (二) 畑地かんがい三〇％に整備。
- (三) 大規模畑作地帯は、地域輪作体系の確立、普通畑作地帯は、機械化営農への対応。
- 三農道の整備について
七五％の整備を目標
- (五) 農村環境整備
・ 土地利用の整序化
・ 集落排水事業の推進
事業量は従来の六倍、中都市並に七万七千集落で実施。
- (六) 基幹農業用排水施設の整備
・ 多用化する水需要に対応し、農業用水の確保、再編
- (七) 防災事業
・ 農用地保全を通じて国土の保全
- (八) 中山間地域の整備の推進
・ 傾斜一/二〇以上の水田、畑八〇以上の畑を対象に整備



土地連佐藤専務講演

以上で第一日目の研修を終り十八時より次の来賓の方々の出席のもと、会津方部長幹事の阿部事務局長(門田堰土地改良区)の音頭でホテル特有の大盃(一升入れか?)による乾杯の後懇親会に入った。

- 会津若松農地事務所長 久保内俊広
- “ 次長 鈴木 賢司
- “ 次長 斎藤 昌司
- “ 管理課長 小川 一郎
- 田島農地事務所長 長沢 昭三
- “ 次長 安斎 満
- “ 次長 佐々木安正
- 会津東部ほ場整備事務所次長 高島 敏雄
- 会津南部ほ場整備事務所長 松谷 要寿

ホテル従業員による会津白虎隊剣舞、丸峰太鼓を觀賞し年一回の集とあってそれぞれの土地改良区の仕事の進め方問題点悩み等仕事の話を始め四方山話に花が咲く一方角田事務局長の司会による「カラオケ」も賑やかに楽しい一時を過ごすことが出来たものと思います。都合により参加出来なかった会員には是非明年度参加され貴重な体験等お聞かせ頂ければ幸いです。

第二日目は午前九時より前日と同一会場で会津高田町薬師寺住職筒井観氏による「いろいろな話」と題して予定時間を超えユーモアを交え熱演され会員一同笑いのうちの中に巻込まれ又時にはしんみりと説教じみた講話を聞くことが出来有意義な研修であった。特に講師から「差月閑花」「益者三友」のことだけは是非覚えて帰って下さいとのことでした。参加出来なかった会員には来年度参加されることを希望します。以上で総会研修会を終了することが出来ました。会員各位のご協力に厚く御礼申し上げます。(十一時十分散会)

第1表 第3次計画と第4次計画の事業量比較

※第2表は次頁に掲載

○事業費

(単位：億円、%)

	3次計画		4次計画		倍率 ②/①
	①	シェア	②	シェア	
国が行い又は補助する事業	287,000	100.0	323,600	100.0	1.13
農用地総合整備事業	159,300	55.5	219,500	67.8	1.38
水田整備	71,100	25.8	70,700	21.8	0.59
畑整備	32,800	11.4	39,100	12.1	1.19
基幹農道整備	34,200	11.9	50,300	15.5	1.47
農村環境整備	18,200	6.3	59,400	18.4	3.26
基幹農業用排水施設整備	57,800	20.1	63,300	19.6	1.10
防災事業	23,800	8.3	26,700	8.3	1.12
農用地造成	46,100	16.0	14,100	4.4	0.31
地方単独事業等	17,000		50,400		2.96
小計	304,000		374,000		1.23
調整費	24,000		36,000		1.50
計	328,000		410,000		1.25

第2表 土地改良長期計画の推移

事項	決定時期	第1次計画 (S40~S49)		第2次計画 (S48~S57)		第3次計画 (S58~H3)		第4次計画 (案) (H5~H14)	
		計	実績 (40~47)	計	実績 (48~57)	計	実績 (58~4)	計	実績
閣議	昭和41年3月25日	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
基本方針									
事業費	① 農業機械化のための基礎の整備	8,500	10,551	66,100	69,180	159,300	107,252	219,500	219,500
	② 末端は場整備の前提となる基幹施設及び防災施設の整備	7,000	6,728	22,400	21,218	57,800	37,129	63,300	63,300
	③ 農産物需給の動向に即応した農用地の造成	2,000	1,868	9,700	9,390	23,800	15,974	26,700	26,700
	④ 農用地造成事業費	5,500	5,504	13,000	17,048	46,100	22,088	14,100	14,100
	⑤ 農用地造成事業費	3,000	2,378	8,000	6,946	17,000	5,410	50,400	50,400
事業費小計	26,000	27,030	120,000	123,732	304,000	187,853	374,000	374,000	
調整費	-	-	10,000	-	24,000	-	36,000	36,000	36,000
費小計	26,000	27,030	130,000	123,732	328,000	187,853	410,000	410,000	
(達成率及び進捗率)			(104.0%)	(95.2%)	(57.3%)	(61.9%)			
計画及び実績		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
農用地総合整備事業		850	449	1,200	586	1,000	352	920	920
基幹農業用排水施設		810	535	600	94	600	337	530	530
防災事業		750	396	700	250	470	121	105	105
農用地造成事業費		350	190	300	108	180	65	37	37
事業費		400	206	400	142	290	56	68	68
(達成率)		40%		63%		70%		75%	

十年をふりかえって

梁川町土地改良区 岡崎 泰子

つづいえいかん●一九四八年郡山市比叡山観音寺の住職の子として生まれ。大正大卒。昭和四七年比叡山百日回峰行遂行。四九年に会津薬師寺に住職として入山。この年から奥州礼峰行を始める。北嶺先達。六三年東北初の八千枚大護摩供奉修。現在会津薬師寺五九世住職。

新緑の早朝、会津高田町を中心に、一日二〇キロを歩き、寺社を参拝して回る奥州礼峰行

平成四年七月二四日、磐梯山で大護摩供奉を。平成六年一月には関東以北では初めての一〇万枚大護摩供奉修を予定しています。一緒にご祈禱なさってみませんか。

去る七月一日、会津芦ノ牧温泉丸峯観光ホテルで開催された、福島県土地改良団体職員連絡協議会総会席上での十年表彰ありがとうございました。

そのご褒美かなと思う、「むつみ」への寄稿依頼文書、原稿用紙がうらめしく思います。

私にとってこの十年間は、あっといふ間だった様な気がします。というのも、十年間勤めた職場からの転職での土地改良区勤務、三男の出産、母との死別、長男の高校入試とあまりにも多くの節目がありました。そんな中今日まで動めることができたのは、役員及び事務局長さんたちのあたたかいご支援があったからです。

仕事面でも、勤務間もなく様々の問題が噴出。何もわからず十年も前の書類さがしやら、梁川町が生まれかわるほどの(八・五水害)大雨による水害、水不足による時刻配水、賦課金業務のパソコン導入、事務所

の転居等…さまざまなことがあった十年間でした。その中でも、事務の合理化と経費節減のためのパソコン導入による土地改良区賦課金計算業務は、初めの基本データの入力(組合員一筆明細、会計等)には、連夜の残業で一ヶ月位かかったことも今となつては、やりとげたという思いのひとつです。今日の賦課金計算業務は、今まで二、三人で一ヶ月位か

かるところを一日で完了してしまします。しかも入力ミスがなければ仕上がりがきれいで、まちがいはありません。

今日、パソコンを目の前に思うことは、自由自在にこの機械を使いこなすことができたらなあと思うと同時に、頭の方の老化が著しく思うにまかせないのが現状です。でも挑戦する気持ちだけは持っていたと思っています。

最後に、会員の皆様方のご健勝を心からご祈念申し上げ、今回の寄稿の任を果たしたいと思ひます。

土地改良区と私

安達疏水土地改良区 巴 恵美子

月日がたつのは早いもので、安達疏水土地改良区にお世話になって以来、はや十四年が過ぎました。「十四年？」と不思議に思うでしょうが臨時雇として四年、職員に採用になったから十年が過ぎました。

顧みますと土地改良区とは、どんな仕事をされる所なのかさえ知らずに

入りました。一口で十年と言うけれど、結婚・出産・子育てと人生のうちのいちばん大切な時期だったような気がします。

去る七月一日の土地改良団体職員連絡協議会の総会におきまして、十年の永年勤続表彰をいただきましたこと、とてもうれしく思っています。



筒井住職講演

また、業務研修会に参加して、会員の皆さんとの交流がとても参考になりました。私達の仕事は、異動がないので、毎年同じ仕事の繰り返しです。言わば「井のなかの蛙」なのです。会員の皆さんと懇親会には、仕事上苦勞している所、わからない所を話し合う事ができ、今後、新たな気持ちで仕事をするきっかけができました。幸いにして上司、同僚に恵まれて、四月に事務所も移転しました。このような恵まれた環境に感謝し、組合員の皆さんのお役に立てようがんばりたいと思います。

現在末娘は三才です。毎月のように「お母さんー今日は、お仕事なの？お休みなの？」と聞くのです。子どもを家において仕事にやるのは、とてもつらいです。でもこのお母さんもがんばっているんだから、自分もしっかりしなくては、いけないのだと思います。

事務所の皆さん今まで色々ご迷惑をかけましたが、少しでもお役にたてるようにがんばりますので、今後ともよろしく願います。



員が安心して業務に精勵出来るような体勢を作ることが大事であると思います。

そのための方法として、事業開始前に町村職員の出向を要請し、土改区の職員を極力多くしないようにするとか、町村の財政的援助による人事面の管理をうまくやり、(たとえ少仕事の出来る人を数年間雇用する)少数精鋭主義の方法を考える必要があると思われまますので、土改区の役員、事務局長等は充分留意されたいと思います。又事業を年次計画的に施行するよう充分配慮されたいと思います。

会津本郷町土改区は、中山間部のせいもあり、昭和三十八年以来県民団体等大小合わせて二十三地区(現在施行中の県営土地総一地区、県営非特一地区を含む)の事業を施行し今日に至りましたが、三人〜四人の職員で一般事務、工事、換地等の業務を執行することはなかなか容易ではありませんでした。面工工事の場合は面積の大小に拘らず、必ず通らなければならぬ重要な法的関門が多くあり、事業、事務の内容は複雑で結構大変なものであります。

私の場合は特別で、昭和三十八年

日 日 の 想 い

長瀬川土地改良区 阿 部 操

二十一年前の七月十日は、梅雨のあい間を縫った晴れの日だった。その日は私が、「勤め」なるものを人生で初めて体験した日なのです。土地改良区という所は、私が幼少の頃、父がその仕事に携わっていた事もあって、所在は知っていても、「水の管理をする所」位にしか受け止めていなかった。が、いざ自分がその仕事に当たってみるといかに奥の深いものかと思ひ知らされる。

今、米の輸入自由化が叫ばれている中、もし諸外国と経済摩擦でも起されれば、概ねの食糧を外国に頼っている私達日本人は、内乱をも起こしはしまいかと懸念される。だからせめて主食である米は、自分達の手で守らなければならぬと常々考えている。それをするには、土地改良区とは、つい最近迄、ハード面の仕事をすることを思っていたが、今、二十一世紀型水田農業モデル事業、農地流動化実験事業なるものをとり入れている土地改良区も、数多くあ

ろうかと思われるが、就農者の少なくなつた農業をいかに守って行くか、町当局、農協と手を携えて、ソフト面の仕事にとり組み、区画の整理をし、農地の集約を計り大規模農家育成の素地作りの手助けをしなければならぬと思つている。又、新農政

勤続三十年の回想

会津本郷町土地改良区 白 井 正 敏

勤続三十年の表彰を受けたことを機会に、日頃考えていることの一部を申し述べたいと思います。

第一は土地改良事業の施行関係のことですが、水関係の土改区は概ね長い歴史があるのでまああととして、面工事関係の土改区は、事業開始の直前に、土地改良事業の知識もない職員を何人か集めるのが通例かと思ひます。面工事でも、県営ほ場整備事業等は、県で予算要求、設

プランに乗った環境保全をして、次の時代に残して行くのも今の私達の使命でなからうか。

米価は何年も据置かれ、かと言って生産資材は高騰を続ける時代にあつて、我々土地改良区職員は、いつも組合員の立場に立ち、いかに組合員のリスクを少なくし、かつ経費の節減、有利になるかを考えた上で、これからも仕事に取り組みたいと考えている。

以来二十五年間位は、土、日の休日は殆ど無く、又毎日のように残業の連続でした。今振り返るとよく頑張つて来られたと思う位です。町職員より、白井さんそんなに苦勞して病氣にでもなつたら、人の噂も七十五日で、白井さんの苦勞なんか皆忘れてしまつので、職員を増員したらとの有難い注意も何回もありましたが、素人の職員を新規に雇用しても教育する時間的余裕は無いし、職員の将来を考えた場合の迷いもありましたので、多少の超勤手当を出しても土改区の経費は安上がりになるし、職員の退職も考えなくとも良いので、苦勞はしたが結果的にはこれで良かったと考えています。

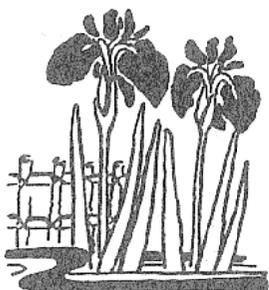
今後とも計画的に土地改良事業を実施するよう考えています。第二は土改区の運営、職員の身分保障等ですが、土改区の運営については、県内では比較的小面積の土改区が多いせいもあり運営は容易でないようです。運営の基本となる定款、規約等の模範例はありますが、その他の諸規程等の模範例は少なく、各土改区で実態に合わせた諸規程を作成することは容易でないと思ひますので、

県、土地連等ていくつかの模範例を作成し、各土改区に配付下されれば大いに助かり、又参考になると思ひます。

現在県では、土改区の統合整備を積極的に推進しているが、今後の土地改良事業を推進して行く上でも、統合出来る土改区は統合して、合理的な運営をされる方が良いと思ひます。又土改区の運営については町村の指導、財政的援助が絶対的に必要ですが、土地改良事業(主に面工事)の施行により、町村の事務は大幅に軽減、合理化が計られ、農林、建設課等の事業も用地買収等はせず(道水路等は農民が貴重な土地を出し合ひ、工事費を負担して造成したものである)各町村では、土改区の運営に対する助成は充分考慮願いたいと思ひます(私は当然であると考えています) 職員の身分保障については、水関係土改区職員はまあまあと思ひますが、面工事関係土改区職員の終身雇用に近いような雇用状態が望まれますが、この点については、特段の創意工夫が必要であると思われまます。又給与面でも町村職員との格差は大きく、農家経済の

苦しい現状では少し無理かと思ひますが、尚一層の創意工夫により余り格差が生じないような措置が必要と思ひます。

退職金制度等についても充分考慮され、町村職員との格差が余り大きくならないような規程を作成し、財源も確保する必要があると思ひます。現在農村では後継者不足、就農者の高齢化、農産物価格の低迷、コメ市場の解放等が叫ばれている現状です。土地改良事業の推進、施行も容易ではないと考えられますが、農作業の省力化、協業化等による生産性の向上、併せて余剩労働力の多目的活用、汎用農地の造成による食糧の安定的供給、農村環境の改善等より考えた場合、どうしても土地改良事業の施行が必要になりますので、県内土改区職員各位の益々のご健闘をお祈りします。



顧みる

浪江町土地改良区 瀬尾 三千子

機関紙を振り返って

事務局 大島 孫三郎

昭和三八年四月浪江町土地改良区合同事務所職員として採用になる。笠原太吉前県土地連会長が県議選に初出馬の年四月である。選挙カーに乗って「カサハラタキチです。よろしく願います。」を繰返す事が私の初仕事であった。榎葉町の田圃の中を走っていた時である、木陰から自転車を引いたおまわりさんに車を止められる。私の「カサハラタキチ、」が連呼だと言うことで名前と年令をきかれる、「滝（私の旧姓）三千子です。二十才」と小さな声で答える、「カサハラミチコ、ハタチ」と言いながら手帳に書き込んでいます。私は否定もせずうなずく、何せ警察手帳にですから……。

先生の当選にホッと、事務所に落ち着いてからは老朽溜池事業の地元負担金のキップ書きが毎日 続いたことが思い出される。通勤のバスの中で勤務先をきかれ良く「不動産関係の仕事か」と言われたものである。今思えばまだ一般の人達には耳慣れ

ぬ言葉であり、私の方も説明出来る程の仕事をしてなかったのです。ポンプ（揚水機）を設置、開田事業を施行し加入金を徴収する、土地改良区の重要な財源でありその額についてよく審議されていた事を思い出すと現在の転用による地区面積の減少と休耕田の様を目にする時本当に時代の変革を感じます。誰かが「私達は地球の修理班である」と言っておりましたが圃場整備事業に依って整然とした田園風景に変わった時何とすばらしい仕事の一端を担ってきたんだと言う喜びで三十年間続けてこれたような気がします。今や圃場整備から農村整備へ、混住化時代を迎えお互いに共存出来る環境整備へと時代に即応した土地改良区としての任務を果たす一員として微力ながら努めて行きたいと思えます。ホタルやトンボの姿にまで農家の人たちの施設の手入れや管理に感謝したくなるこの頃です。

「むつみ」の編集を十二冊（五年四ヶ月）を担当した思い出を振り返りながら何の引継もないまま二八号の発行である、どこから手を出してよいのかわからない。二、三頁の機関紙では意味もなく、切羽詰まって役員の方にお願ひし、何とか発刊することが出来ました。

何時も会員に参加を呼びかけ、年の初には干支会員に、総会後には永年勤続職員の受賞者にお願ひし、編集に努めて来ました。ある時は何度啓蒙しても寄稿がなく、止むなく再び役員にお願ひしてまとめたこともありました。

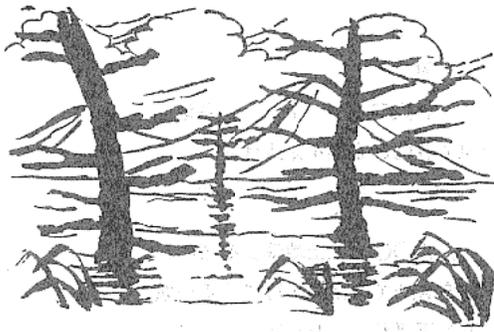
初めての、永年勤続職員受賞者特集号（三十一号）を企画しましたところ、二十三名の受賞者の協力を頂き、予定どおり発刊できたことが印象に残り、その後年々受賞者からの寄稿も下降線を辿り、本号では今迄に最も少ない、五名のみでした。又干支に因んでの善男善女による寄稿も十六名（三十六号）の会員が協力

でも今後機会をみて掲載出来るものと思えます。

土地連が担当している土地改良施設維持管理適正化事業も除塵機整備状況を掲載することが出来ました。

会員名簿も年一回掲載しているものの、今後は会員の異動のみとして、三、四年毎に掲載することを考えてみるのもよいのではないだろうか。

編集する者の愚痴かもしれないが、会員の皆さんが、本協議会を一層理解して、特に未加入職員の解消を図りよりよい機関紙となることを望むものであります。



「事例研修」

土地改良法第50条国有地の譲与 又は国有地への編入について

土地改良事業においてその性質上換地計画を必要としない国有地は、その事業目的を容易に達成するため、事業によって廃止される公共用施設の用地のうち、不用となった国有地を土地改良区や地区内の土地所有者に無償で譲与するとともに、用途廃止のあった施設に代わる施設の用地は、これを国有地に無償で編入することとして、事業施行後におけるこれらの土地の有効利用とそのため円滑な土地所有権の移転を図ろうとするものです。これを行わず無断使用（耕作を含む）している場合は現況地目により払下げ手続をとることになります。これを伴わない場合は、経費、時間とも相当かかるものと思えます。

今回この手続様式等をお示しいたしましたので該当する事業は完了前に手続をすすめられるようお願いいたします。（換地を伴わない場合）

〔土地改良区が土地改良事業の計画変更により新たに国有地をその事業の施行に係る地域に含める場合の例〕

国有道水路等敷地の地区編入承認申請書

年 月 日

(国有財産部局長)

殿

市区町 県郡村大字 字 番地
〇〇土地改良区理事長
氏 名 印

このたび〇〇土地改良区が行なう〇〇(土地改良)事業計画を変更するにあたり、貴職が管理する土地を含めて新たに変更後の土地改良事業の施行に係る地域を定めたいので、ご承認されたく、土地改良事業計画概要書(および計画概要図)を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 地区編入を必要とする土地

Table with 9 columns: 市町村名, 大字, 字, 地番または地号, 種目, 数量, 地積, 備考, 備考

2 地区編入を必要とする理由

(添附資料) 関係図面等

3 譲与される国有地

Table with 9 columns: 市町村名, 大字, 字, 地番または地号, 種目, 数量, 地積, 備考, 備考

4 国有地に編入される土地

Table with 9 columns: 市町村名, 大字, 字, 地番または地号, 種目, 数量, 地積, 備考, 備考

〔国(又は県)が事業主体となって土地改良事業を施行する場合の例〕

国有道水路等敷地の地区編入承認申請書

年 月 日

(国有財産部局長)

殿

市区町 県郡村大字 字 番地
国(又は県)営〇〇事業申請人代表
氏 名 印

このたび土地改良法第 条に基づく国(又は県)営〇〇地区土地改良事業の施行申請をするにあたり、貴職が管理している土地を含めて事業の施行に係る地域を定めたいので、ご承認されたく、土地改良事業計画概要書(及び計画概要図)を添えて下記のとおり申請します。

記

1 地区編入を必要とする土地

Table with 9 columns: 市町村名, 大字, 字, 地番または地号, 種目, 数量, 地積, 備考, 備考

2 地区編入を必要とする理由

(添附資料) 関係図面等

3 譲与される国有地

Table with 9 columns: 市町村名, 大字, 字, 地番または地号, 種目, 数量, 地積, 備考, 備考

4 国有地に編入される土地

Table with 9 columns: 市町村名, 大字, 字, 地番または地号, 種目, 数量, 地積, 備考, 備考

(別紙様式 3)

収入印紙

土地改良法第50条第1項の規定に基づく国有地の譲与に関する契約書

譲与人団 (以下「甲」という。)と譲受人たる別紙委任状に係る何某ほか 名の代理人○○○○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により国有地の譲与に関する契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(譲与物件および譲受人)

第2条 甲は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第50条第1項の規定に基づき、別紙のA欄に掲げる土地をそれぞれ別紙B欄に掲げる者に無償で譲与する。

(登記願託請求書等)

第3条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ、登記願託請求書および登録免許税相当額の印紙または現金預収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 譲与物件の所有権は、本契約を締結したときに乙に移転する。

(譲与物件の引渡)

第5条 甲は、前条の規定により譲与物件の所有権が乙に移転したときに当該物件を引き渡す。

(かし担保)

第6条 乙は、本契約締結後、譲与物件の数量の不足またはかかれたるかしのあることを発見しても損害賠償の請求をすることができない。

(契約の費用)

第7条 本契約の締結に関して必要な一切の費用はすべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第8条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定する。

○備考……登記願託のための書類は、昭和44年8月19日付け44農地B2255号 (管) 「土地改良法第50条の規定による国有地の譲与および国有地への編入の登記の願託書様式について」によるものとする。

別紙 (別紙様式 3 の別紙)

Table with columns: A (所在地), B (種目, 地積, 氏名), and sub-columns for location details like 市町村, 大字, 字, 地番, 地番番号.

(裁判管轄)

第9条 本契約に関する訴訟の管轄は、譲与物件の所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

譲与人 団

契約担当官 氏 名 印

譲受人 何某ほか 名代理人

住所 氏 名 印

(法人の場合にあっては所在地、名称、代表者名)

収入印紙 200円

委任状

わたくしは、 郡区 市 町 大字 番地 何 某 を代理人と定め、次の権限を委任する。

一、下記土地の土地改良法第50条第2項の規定による国有地への編入に関する一切の件

平成 年 月 日

郡区 市 町 大字 番地

何 某

記

1 所在地

郡区 市 町 大字 字 番地 (称号)

2 地目

3 地積

平方メートル

議 事 録

- 1. 日 時 平成 年 月 日
前 午 時 分 開 議
後 午 時 分 散 会
- 2. 場 所 後
- 3. 会議に提出した議案
別紙議案書のとおり
- 4. 会議を組織する者
- (イ) 総数 名(ロ) 出席者 名
- (ハ) 出席した者の氏名
- 5. 出席した土地改良区関係
職、氏名を記載すること
- 6. その他関係職員(県管の場合は担当県職員)
職、氏名を記載すること
- 7. 議事の要領

※以下一般の議事運営と同じ

議案第1号

〇〇宮かんがい排水事業〇〇地区にかかる土地改良法第50条の規定に基づき国有地の譲与を受けるべき者およびその配分方法ならびに国有地へ土地を編入する者の確定について

記

1 国有地の譲与申請に係る土地調査

土地の表示	譲与を受けるべき者の住所氏名(土地改良区にあっては代表理事名)	備考
市町村名 大字 字 地番 地積		

2 国有地への編入(寄附)申し出に係る土地調査

土地の表示	編入を申し出た者の住所氏名(土地改良区にあっては代表理事名)	備考
市町村名 大字 字 地番 種田 地積		

平成 年 月 日 提出

事業申請人代表(国、県管) 又は土地改良区理事長

〇土地の譲受人のための所有権移転又は所有権保存の登記と申請人

(昭和三十一年一月七日) 民事第二八二三号

〔要旨〕 土地改良法五〇条の規定により土地の譲与を受けた者のための所有権移転又は所有権保存の登記は、一般の申請手続によつて行う(土地改良区において関与すべきものでない)。

〔照会〕 土地改良法第五十条第一項の理由に基く土地所有権移転の登記又は同条第二項の理由に基く土地所有権移転の登記又は土地の譲与を受けた者のためにする土地所有権保存の登記申請は、土地改良区より申請をすることができるか。
〔回答〕 不動産登記法の一一般の手続によるべきものであつて、土地改良区から申請することはできない。
▲参照条文▼ 土改五〇条・一不法法一条・八〇条・八一条・一〇〇条

〇土地改良法五〇条の規定による国有地の譲与および国有地への編入の登記嘱託書様式等について

(昭和四十四年八月十九日) 四四農地B第二二五五号(管)

〔要旨〕 土地改良法五〇条の規定による国有地の譲与及び国有地への編入の登記嘱託書の様式及びその取扱い

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十条の規定による国有地の譲与および国有地への編入に関する取扱いについては、別途通達する予定であるが、当該譲与および編入の登記嘱託書様式等につき、法務省民事局長あて別紙Aにより協議したところ、別紙Bのとおり回答があつたので、今後これによつて取り計らわれたい。

別紙A

四四農地B第二二五五号(管)

昭和四十四年七月七日

法務省民事局長 殿

農林省農地局長

別紙様式第一

登記 嘱託書
 不動産の表示 別紙(または後記)のとおり
 登記の目的 所有権移転
 登記原因 平成何年何月何日贈与
 権利者 何郡何村大字何 何番地 何某
 義務者 何省
 添附書類 嘱託書副本
 住所証明書

平成何年何月何日

嘱託者

何法務局(または何地方法務局)

何支局(または何出張所) 御中

不動産価格 金何円

登録免許税 金何円

記

不動産の表示

別紙様式第二

登記 嘱託書
 不動産の表示 別紙(または後記)のとおり
 登記の目的 所有権保存
 所有者 何省
 添附書類 嘱託書副本
 不動産登記法第百条第一号

平成何年何月何日

嘱託者

何法務局(または何地方法務局)

何支局(または何出張所) 御中

登録免許税 登録免許税法第四条第一項

記

不動産の表示

所在 何郡何村大字何

地番 何番

地目 何

地積 何平方メートル

別紙様式第三

登記 嘱託書
 不動産の表示 別紙(または後記)のとおり
 登記の目的 所有権移転
 登記原因 昭和何年何月何日寄附
 権利者 何省
 義務者 何郡何村大字何何番地
 何某

添附書類 嘱託書副本

登記承諾書(印鑑証明書付)

平成何年何月何日

嘱託者

何法務局(または何地方法務局)

何支局(または何出張所) 御中

登録免許税 登録免許税法第四条第一項

記

不動産の表示

所在 何郡何村大字何

地番 何番地

地目 何

地積 何平方メートル

別紙様式第四

代位登記 嘱託書
 不動産の表示 別紙(または後記)のとおり
 登記の目的 所有権保存
 所有者 何郡何村大字何何番地 何某
 代位原因 昭和何年何月何日寄付による所有権移転登記
 請求権

債権者

何省

添附書類

嘱託書副本

住所証明書
寄附契約書

不動産登記法第百条第一号

平成何年何月何日

嘱託者

何法務局(何地方法務局)

何支局(何出張所) 御中

登録免許税 登録免許税法第四条第一項

記

不動産の表示

所在 何郡何村大字何

地番 何番

地目 何

地積 何平方メートル

法務省民事第一六三〇号

昭和四十四年八月十六日

法務省民事局長

農林省農地局長 殿

土地改良法第五〇条の規定による国有地の譲与および国有地への編入の登記嘱託書の様式等について

本年七月七日付四四農地B第二二五五号(管)をもって問合せのあつた標記の件については、いずれも貴見のとおり取り扱つてさしつかえないものと考えます。

○土地改良事業後、道路が廃止され、土地改良区に譲与されたときの登記

〔要旨〕 内務省名義の登記がある道路敷地の一部が土地改良事業施行の結果道路は廃止されて土地改良区に譲与された場合は、土地改良登記令二八条の規定により道路管理者である官庁の嘱託により内務省名義の登記を抹消できる。なお、一筆の土地(道路敷地)の一部が右により譲与された場合には、右の嘱託の際、あわせて分筆の登記を嘱託しなければならない。(註研一八号)



術を要する施設の管理指導を強化すると同時に、維持管理費に対する助成措置を強化すべきである。

(青森)

・土地改良区は市町村行政の中にあつて、極めて重要な位置づけとなつており、地域への貢献についても高く評価されている。しかし、近年農村地域における都市化、混住の進展により、土地改良施設が一般住民(非農家)も含めた利用が増大し、維持管理費が年々増大しており、土地改良区だけで管理出来ない状況であり、市町村も含め地域全体で解決しなければならぬ問題である。土地改良施設は原則として土地改良区が管理すべきであり、そのためには市町村及び非農家を含め総合的な負担のあり方について検討し、解決して行かなければならない問題である。

(岩手)

・現状に今日に至るまで、土地改良区の役割としては地域としての村と水利等の歴史があるため、施設についてはすべて土地改良区が管理してきている。事業推進にあたっては、国営事業の償還時期に渡来している状況にあるため、地元負担に対し、重圧感になつてきている。課題(1) 施設の管理分担について

ては、公共性、公益性のある施設の管理を行政側でやることに明確化すべきである。2) 維持管理の負担については、特に排水の管理負担を行政側に負担させるよう法改正が望まれる。3) 償還期の渡来による地元負担について、市町村に対して陳情等を行っているが、地元の要望に応えるため組織の強化と財政負担面について今後十分に検討して行く必要がある。4)

パイプラインで施行したため、管理組織を部落ごとに組織し、管理することが必要である。(宮城) 採択基準の緩和等によって土地改良区が実施する事業が少なくなり、事業実施による事務費の収入が見込めないことから、土地改良区の運営は全額組合員の賦課金をもって賄っているのが現状で、土地改良区職員の待遇にも支障を来す財政事情から十分な維持管理費の支出が難しい情勢にある。国営事業で造成された施設は大型化、高度化、省力化されることによる維持管理費の増への対応と、維持管理に携わる職員の技術向上を図る研修等の強化が必要である。土地改良施設の維持管理は基本的には土地改良区で行うべきと考えるが、土地改良区の合併による広域化、

体質強化を図ることは必要であるが、農村地域の混住化によって非農家も土地改良施設の利益を受けることが多々あり、土地改良施設が公益的機能を果していることから、維持管理費に対する公的負担があつてしかるべきである。(秋田)

・県、市町村営事業の拡大に伴い、土地改良区の事業が少なくなり、事業費の中の事務費が見込めなくなつて、土地改良区の運営費は全額組合員負担となり、今日の農業情勢では賦課金増額も出来ず、土地改良区の職員の処遇問題も支障を来している。特に国営事業で造成された施設は、大型化、省力化が図られ、組合員は便利になつたが、反面維持管理費が大幅増となつている。事業を進める際、地元意見を充分配慮して欲しい。また、団体営事業を取り込みやすくするには、法手続きの簡素化が望まれるがそのためにも維持管理事業に対する補助制度をもつて拡充して欲しい。(山形)

・従来土地改良事業は、農業生産基盤の整備を目的とした事業を推進してきたため、農業以外に携わる者には殆ど関心がなく、造成された施設に対して維持管理意識も薄

農村地域における土地改良施設等の管理のあり方についてのアンケート調査回答集(北海道東北編)

1 土地改良区の役割について

【設問1】土地改良区は、土地改良事業及び施設管理の中核的実施主体として地域への貢献が高く評価されており、今後ともその役割を果たしていく上で、土地改良区の現状と課題について具体的に(事業の推進、適正管理のための組織づくりなど)お答え下さい。

北海道における農業は、大幅な減反政策の実施に伴い将来の農業経営が懸念される状況下にある。この中において土地改良区は、維持管理費及び所経費の増高に伴う一般管理費(運営賦課金)の増額もできず、また過去に実施した事業償還金が過重となり、その対策に苦慮している。土地改良区は、地区内の総合的な水利調整と農業の基盤を図る団体として関係行政内に明確に位置づけされるべきであり、これにより関係行政、農業団体の一体となつた支援体制のもとに地域農業発展に寄与して行く必

要がある。(北海道)

土地改良事業の進展及び環境整備等の市町村営事業の増加に伴い、事業実施土地改良区が減少してきている。その結果、事業実施を経験した土地改良区職員が少なくなり、事業の掘り起こしに対して積極的な取り組みがみられなくなつてきている。施設の維持管理面においても、問題発生により初めて対応を考えるとといった消極的な管理になってきている。これらを解消するためには、土地改良区職員の研修を早急に実施すべきである。研修は、職員の養成(人づくり)であるので、国、県の相当程度の助成措置により研修を受けやすい条件を整え、密度の濃い内容で実施すべきである。施設の高度化に伴い、管理面でも高度な技術が求められるが、個々の土地改良区において職員を確保し養成することは、人材の確保、人件費等から難しいので県土連管理指導センターを充実させ、技術職員を配置し、一定規模以上で高度な管理技

く、農家(民)だけの事業として理解されている。今後の土地改良事業は、ますます混住化する中で推進となることから、事業実施計画にあつては行政は勿論地域住民の参加のもと、費用の一部負担を可能とする準組合員制度も取り入れ、地域全体の発展が図られるような推進をすべきではないか。そのようなことをすれば施設に対する考え方も変わり、施設管理に対する協力も得られると解するが、行政側が補助金または助成金ということで農家(民)以外の負担を肩代わりすることは、却つて施設に対する愛護心の欠如ということになるのではないか。今後は、行政と土地改良区が一体となり、地域振興のための計画作りを推進すべきと思う。これらのことから、施設の適正管理については、行政、土地改良区および受益地域を代表する者による施設管理委員会(仮称)を設置して維持管理を行うことも考慮すべきである。(福島)

【設問2】近年、農村地域における都市化、混住化の進展等に伴い土地改良施設の持つ公益性のほか親水・レクリエーション等の多面的な機能が注目されています。このような状況に対して、

現在の土地改良区は十分な対応を行っていると言えますか。また、十分ではないとすれば、どのような対応が可能であるかお答え下さい。

本道は純農村地帯における土地改良区が多く、都市化、混住化地帯における多面的機能が発揮できない状況にある。また、水利権の使用期間が限定されているため、利用範囲が限定されている。通年による水利使用であれば、流雪溝、下水道、防災用水、園芸等の多面的利用が可能である。多面的利用の計画にあたって、小規模でモデル的に実施できる制度が必要である。(北海道)

現状では、農業用としての用途以外の多面的な機能に着目した対応は殆ど見られない。今後は、多面的な機能の活用についての社会的要請に応えるとともに、施設の社会資本としての有効活用の面からも積極的な対応をして行かねばならない。そこで、従来の土地改良施設を土地改良サイドから改修を求められた場合、または地域住民等から公益性、親睦、レクリエーション利用等の面から改修が要請された場合に、土地改良区関係者、地域住民代表、行政機関等で組織

する委員会を設け、多面的機能の位置づけを協議し、その結果を改修計画に反映させて行くようにしてはどうか。(青森)

土地改良区が管理している土地改良施設の親水・レクリエーション等の活用の期待が強まっているが、土地改良区としては農業以外の利用については十分な対応は行われていない。管理については、本来の目的を配慮しながら市町村と協議し、管理して行くべきであり、管理の費用については市町村から負担援助を得ながら、施設等の有効利用を積極的に進めるべきである。(岩手)

現在の土地改良区は親水・レクリエーション等の多面的な機能を持つ施設が殆どなく、あるいは学校通学路(水路にフタをかけて歩かせている)、駐車場(暗渠になっている水路の部分)、花壇(水路堤塘、小段等の敷地)というものだけである。①施設の改善を前提として、水辺公園、親水公園、レクリエーション(つり場等)等が充分可能であると考えられるが、施設の改善については、土地改良区として事業を取り組むことが難しいので、関係行政機関等と連携をとって、地域の住環境

整備を併せて実施することが可能であると考える。(宮城)

土地改良区が維持管理している土地改良施設は、一部の大規模なため池を除いては農業以外の多面的目的にはほとんど利用されていないのが現状である。親水、レクリエーション等の多面的利用を図るには、生活排水流入による汚濁の除去、造成費、維持管理費に対する公共団体からの財政援助、事故等に対する制度が確立されることによつて実施の道が開かれると考えられる。(秋田)

多面的機能を充分果たしているとはいえない。現在の運営のあり方では困難である。今後、親水レクリエーション等の多面的役割が求められている時代へと進んで行くと考えられるので、これに因應するためには土地改良区の運営の強化を図る必要がある。このためには、国、県の運営費の助成を図るべきである。(山形)

土地改良施設の多面的な機能が注目されている中で、土地改良区としてはその対応を行っているとは言えないのは、水路等における汚水を含む生活雑排水の流入により、水質汚濁が進む中での子供たちの水遊び等の親水が不可能であり、

の維持管理については土地改良区2・かんがい期間中は土地改良区、それ以外の期間は地方公共団体3・ダム、ため池、幹線水路等地域の洪水調整、生活用水(防火用水を含む)を伴う場合はね地方公共団体の分担とする。4・市街地の中心における水路等は、すべて地方公共団体の分担とする。5・以上役割分担する場合の経費については、国は相当額の助成(1/2以上)行うべきである。(福島)

【設問4】土地改良区が行う土地改良施設の維持管理について、連合会は従来どのような役割を果たしてきたと考えますか。また、今後の維持管理についてどのように関与していくべきと考えますか。

維持管理適正化事業、基幹水利施設特別指導事業等の実施に伴い、専門技術者の養成等により適切な管理に対処してきた。(北海道)

以前のような清流に戻すこと及び景観整備地域住民と一貫となって進めなければならないと思う。また、土地改良施設の多面的な利用にあたっては危険度も考えられるところから、安全施設の設置、利用施設の管理等地方公共団体が対応しなければならぬ。土地改良区独自の多面的利用は財政的に困難である。(福島)

2 土地改良施設管理の役割分担について

【設問3】土地改良施設の維持管理における国、地方公共団体、土地改良区の役割分担については、受益の度合いによって役割分担をすべきであるとの意見がありますが、役割分担を行うとした場合、どのような役割分担がどのような分野で可能であるかお答えください。

・国営造成施設のダム、排水機場は地域全体の洪水調整機能も兼ね合わせているので、国が負担すべきである。他の基幹施設(農道、排水路、農業用水路安全施設等)は、市町村など公的施設が管理すべきである。(北海道)

・基幹の施設について、機能面から役割分担を行う。

により適正価格の発注を指導している等専門技術指導を実施していることから、土地改良区からは相当期待されているところである。今後、土地改良施設はますます大型化、高度化し、施設数も多くなり高度な技術も要求されることから、技術力を高め、必要に応じて関与の度合いを深め、土地改良区が維持管理するうえで諸問題の解決のために積極的に対応して行かなければならないと考える。(青森)

・連合会は土地改良施設維持管理適正化事業等かくし土地改良施設管理関係事業を導入し、土地改良区の維持管理費の軽減を図ってきたが、今般各種助成事業等の一層の充実を図り、土地改良区の業務運営の充実を図るべきである。(岩手)

・土地改良施設の維持管理については、土地連として従来施設の診断指導、土地改良施設維持管理適正化事業の推進並びに土地改良区で維持管理している施設での事故があった場合の対策として、特約団体保険での対応を指導してきた。今後、土地連として以下の事項について協力を推進する。○水路保険等事故対応の指導○適正化事業

市町村と土地改良区が管理すべき施設は、受益の度合いによって区分すべきであるが、1施設の管理については、実態的に分担して管理することは困難である。施設のいじ管理に要する費用については、受益に応じ区分して負担すべきで、農道等生活道路として利用しているものについては市町村が管理することがよい。また、用排水路等については土地改良区が管理し、多目的使用の場合、その受益の度合いによって負担すべきである。(岩手)

1) 排水の維持管理については、行政側で全面的に関与すべきである。2) 施設の管理分担について、公共性、公益性のある施設を行政

側で管理するよう法で明確化すべきである。(宮城)

土地改良施設の受益度合いによつて、管理費用の分担をすべきであり、農業単独施設は土地改良区、基幹の公共性を有する施設については受益の度合いに応じて受益団体、公共団体も負担すべきと考えられる。1) 土地改良区が負担すべき施設(水路、排水路、揚水機、頭首工、ため池等)2) 公共団体が負担すべき施設(防災ダム、基幹排水路、農道、1)の施設で非かんがい期に農業以外に利用する場合(生活排水等)の市街地水路(秋田)

公共性のある農道、幹線水路、幹線排水路の管理は市町村へ、揚水機、水路は土地改良区と区分し、土地改良区で維持管理するために現制度で評判の良い維持管理適正化事業の助成枠の拡大を望む。排水施設で本来の目的外使用であれば、市町村が「水利地益税」のような目的税を課して、土地改良区にその全額交付して施設の他目的の使用に対応することも考えられる。(山形)

土地改良施設の維持管理における受益の度合いによる役割分担は、次の方法が考えられる。1・通常

の推進指導○施設の定期診断及び指導○施設管理の組織化の指導並びに末端管理の組織管理化の指導(宮城)

・土地連としては、管理指導センターを設置して施設の診断、指導及び助言、並びに特別指導事業による操作点検せいび等の指導を行うとともに、研修会を行って管理技術の向上に努めてきた、今後も管理指導センターを主体として、土地改良施設維持管理適正化事業、基幹水利施設技術管理強化特別指導事業等の既存制度の拡充強化を図りつつ、適正な維持管理に寄与して参りたい。(秋田)

・維持管理について土地連が従来果たしてきた役割は、維持管理の関係新規制度の設置について、国、県への働きかけを行うとともに、管理指導センターを設置して施設の診断、指導及び土地改良施設維持管理適正化事業を確実に推進し、更に基幹水利施設技術管理強化特別指導事業を実施してきたところである。これからは土地改良施設の多様化が更に進むことから、他省庁の関係法令に係わる施設、例えばダム(河川法)、電気設備(電気事業法)、集落排水等関係法令に規定される有資格者の人材育成を図り、土地連による集中的管理の推進を行う。(人材育成経費については、国、県の助成を働きかける)(山形)

成を図り、土地連による集中的管理の推進を行う。(人材育成経費については、国、県の助成を働きかける)(山形)

・土地改良施設の維持管理については、管理指導センターの公的負担の拡充により、維持管理機能が充分発揮出来得るような人的配置と管理技術者の育成を図らなければならぬ。また、維持管理費に対する公的負担を検討することにより、零細土地改良区の連合会への管理委託を進めるべきことが可能と思慮される。(福島)

3 土地改良施設の維持管理費負担のあり方

【設問5】土地改良施設の維持管理費については、昨今の厳しい農業情勢などの影響により土地改良区の組合員への適切な賦課が行えない等の問題も現われてきていますが、適切な管理費用の負担方法について具体的に回答してください。

・大幅な減反面積の配分により、水田耕作田と減反による転作田との組合員間に、施設管理に対する意識のズレが生じている。このため転作田に対し、施設管理のための特別助成金(加算額)が必要である。

る。経営面積の拡大により、高率補助事業による施設の再編成の事業を行い、管理負担を少なくする方策が必要である。(北海道)

・基本的には、管理費を可能な限り少なくするよう定期点検及び日常点検をこまめに実施してゆくことが重要である。施設の役割分担及び負担区分を明確にして、適切な補助制度を設けることや、公共団体の負担制度の確立を図るなど関係機関に対し積極的な働きかけを行い、農家のみが負担することはなしに受益の度合いに応じた負担とすべきである。負担区分については、関係機関合意のもとに各々の施設毎に関係する農地面積、市街地面積、農家人口、都市人口、利用水量、排水量、利用期間等を勘案したガイドラインを設け、総合評価により決定する。(青森)

・厳しい農業情勢の中であって、減反、農産物価格の低迷等で農家収入が減となり、土地改良区は賦課金を増額できない状況にある。また、転作田の組合員に対し、適正な賦課が行えないという問題もある。地域で公平な負担をするためにも、非農家等利用する施設については適正な管理費用の負担が行われるよう市町村等行政サイドと

協議し、管理費の増高に対処すべきである。(岩手)

・1) 国、県営事業により造成された施設の維持管理費用負担については、事業施行計画の段階において負担を明確にするよう法改正が必要である。2) 国、県が管理費用の賦課基準を作成して欲しい。(宮城)

・役割分担を明確にし、それに基づいた管理費用の分担によって組合員の理解は得られるものと思慮される。土地改良区の規模等により土地改良区毎の負担額が違ふことから、農家負担の適正を図るため、国、県において賦課の目標となるアイドラインを示してもらいたい。(秋田)

・維持管理費の費用負担の割合について、適正な国のガイドラインを定めてもらいたい。(山形)

・土地改良施設の維持管理については、設問3のとおり役割分担が明確になれば土地改良区の組合員に対する適切な賦課は行われるものと思慮される。(福島)

【設問6】土地改良施設の維持管理費用についての公的負担はどうかあるべきと考えますか、具体的に回答してください。

・農道、排水施設は市町村等地方公

共団体が負担すべきである。都市化、混住化が進んでいる土地改良区のかんがい施設については、その役割などの機能分担により負担区分を明確にする必要がある。(北海道)

・事業地域内の都市化、混住化の中で、土地改良施設の利用範囲が拡大し、不特定利用が多くなっていることから、行政機関との連携を深め、施設によってもたらされる利益について充分に理解を得て、負担割合を明確にした公的負担を制度化すべきである。受益の度合いは施設により、または地域によって異なることからデータを取りとえて、あらゆる機会を利用して積極的に行政機関並びに地域住民に対して、公的負担の必要性についてPR、働きかけをすべきである。(青森)

・施設の利用の実態、あるいはその施設によって受ける利益の度合いに応じて、国、地方公共団体、土地改良区の役割を明確にすべきである。農道、ため池の公園利用等については、管理費は市町村が負担すべきである。(岩手)

・1) 公的負担としては、特に農地以外の受益地を基準とした排水の負担を行政側で負担する。2)

都市化、混住化に伴い工場等を誘致した行政側で排水費の管理費用の責務を負う。(宮城)

・施設の受益度合いに応じて国、地方公共団体、土地改良区の負担割合を明確にすべきである。不特定多数が利益を受ける農道、基幹的排水路、レクリエーションに利用するため池等については地方公共団体の負担とし、その制度化によって負担の円滑化を図られる。(秋田)

・農道、排水路はすべて公的負担とし、用水路等その他については基幹的施設について、国、県負担を要望する。(山形)

・1) 農業用水など非かんがい期間(10月~4月)においては、生活用水(防火用水)として利用されるので、土地改良施設の維持管理費用は公的負担とすべきである。

2) 施設の維持管理及び補修、改修等に要する受益者負担の軽減を図るべきである。(福島)

4 施設管理の展望について

【設問7】現在土地改良区が管理している土地化いよう施設を今後とも適正に管理していくために、①管理主体である土地改良区の再編整備により従来どお

り土地改良区が管理していく。

② 地方公共団体との役割分担を明確にし、地方公共団体と土地改良区で管理する。③ 土地改良区の機能を補完する新しい管理組織を含めた体制で管理する。などの方向が考えられますが、今後の土地改良施設の適正な管理のために①、②、③をどのよう組み合わせていけばよいと考えますか、お答えください。

・基本的には管理主体である土地改良区が管理すべきものである。現今の農業事情においては、土地改良区主体の管理は困難性があり、公益性を重視した地方公共団体との役割と費用分担を明確にする必要がある。(北海道)

・施設管理の基本は、あくまでも土地改良区が自らの土地改良施設として直接管理することが農業者の求めるきめ細かな管理が可能となり最良と考えるが、最近施設が大規模化、多機能化していることから、施設の機能面より役割分担を明確にして管理区分を行い、土地改良区および地方公共団体が各々管理すべきである。よって、適正な管理は②によって行うのが良いと考える。(青森)

① 土地改良区の統合整備を推進し、

市町村単位以上の土地改良区で管理して行くべきである。② 役割を明確にし、地方公共団体と土地改良区で管理すべきである。上記①、②により、それぞれの利益に応じた負担区分を明確にし、適正な管理をすべきであ、③の新しい管理組織は必要ない。(岩手)

・(②、③、①)という組み合わせが良いと思う。土地改良区が存在価値を明確に組合員への認識を深めさせるためにも、土地改良区が組織再編とともに管理して行くのが適当と考えられる。(宮城)

・土地改良施設の利用は農業サイドが主体であって、多面的利用はあくまでも従であることから、基本的には施設の維持管理は土地改良区である。土地改良区の再編整備により大規模化、広域化を図り、組織体制を強化して土地改良区が管理する①が望ましい。また役割分担を明確にし、人的、財政的面において、地方公共団体と土地改良区で管理する②も必要な体制である。したがって①及び②の管理体制で対応できると考えられ、③は将来構想として必要かもしれない。(秋田)

③、②の組み合わせによる組織の強化。(山形)

県営ほ場整備事業 古町地区概要

事業名	土地利用秩序形成ほ場整備事業 (担い手育成基盤整備事業 平成5年度後半より)		
地区名	古町地区		
事業主体	福島県		
採択年度	平成2年度		
着工年度	平成3年度		
完了予定年度	平成8年度		
受益面積	45ha		
受益戸数	182戸		
総事業費	(H5年度)	402,000千円也	
H4年度事業量	5.0a		
H4年度事業費	50,000千円		
H4年度進捗率			
事業費負担内訳	国	45%	県 27.5% 地元 27.5%

経過

年度	全体(H5現在)	H4	H5予定	H6以降
事業量	45.0ha	5.0ha	9.2ha	30.8ha
進捗率(累計)		11%	31.6%	
事業費	402,000千円	50,000千円	50,000千円	302,000千円
進捗率(累計)		12%	24.9%	

負担団体

地区所在地	南会津郡伊南村
土地改良区	伊南村土地改良区
同理事長	羽染 雄三郎

表紙写真説明

上記事業の通年施工に伴う集団転作作業状況

・土地改良施設の適正な管理を行うためには、管理主体である土地改良区の再編整備により土地改良区と地方公共団体の役割分担を明確にし、さらに土地改良区に対する財政援助等の措置も併せて行われるべきである。また、行政、土地改良区、地域住民により構成する土地改良区の機能を補完する新しい管理組織により、土地改良施設の管理が行われるのが望ましい。

(福島)

【設問8】土地改良施設の管理の適正化を図るため、土地改良区が行う維持管理業務の補充・強化を図るため新しい管理組織が必要という考えがありますが、このことについてどのように考えますか。また、連合会はこのことに対しどのように関与していくことができるかと考えますか
お答えください。

・土地改良区の管理組織、土地改良施設の技術面の強化等を図る観点から前向きに取り組む必要がある。設置にあたっては、地域に適合した指導、助言が必要で、土地改良区に最大のメリットとなるよう取り組む必要がある。(北海道)
・土地改良施設については、管理主体の自助努力での適正な維持管理

が求められるところであるが、農業環境の悪化と土地改良区等の財政の硬直化が原因で、当面の維持管理が精一杯で、将来計画に基づく整備補修まで手が回らない現状にあり、早急の補助の拡大が求められている。これらを解決する方策として、管理指導センターの拡充により総合的、一元的な強力なバックアップを行い、管理の適正化を図ることが重要である。新たな組織を作って一元的に管理することは、地元に着したきめの細かい管理が難しくなることから、現在行われている土地改良区等の管理を中心にしてそれをバックアップして行く方策を強化して行くべきと考える。連合会としては、管理指導センターと特別指導事業の管理部署の統合、さらには外部から民間業者、技術者の参加を仰ぎ、機動的な対応ができるようにする。センターの運営にあたっては、財政的バックアップの必要性か、国、県、市町村等からも補助も明確にし、分担割合を決める。さらに、維持管理業務の中から、さまざま問題点、ノウハウ等が新規計画にフィードバックできるようなシステムが確立できれば、センターの存在価値、意義も広く認められ

ることになる。(青森)
・現在の管理指導センター業務の内容とかなり重複しているため、土地改良関係については管理指導センターの業務拡充により適正な指導体制が推進されると思うが、それ以外については土地連としては充分な対応は出来ないと思う。(山手)
・近い将来には末端管理組織が必要とされるので、農村管理センター構想は必要とされる。(但し最初は規模、地域等の問題もあり、モデル的に実施する方向で) 2) 連合会は末端管理のための組織化、モデル実施地区への指導、関与をすべきである。(第3セクター等も考慮して)(宮城)
・土地改良区の体質強化と、助成措置の確立を図ることによって、施設の維持管理は受益団体である土地改良区が行うのに支障がないのではないかと。土地連としては現在の土地改良管理指導センターの強化を図るとともに、現行の土地改良施設維持管理適正化事業、基幹水利施設管理技術強化特別指導事業等の強化拡充を図って、維持管理業務への指導助言、管理技術向上に努めるべきである。農村管理センター構想については、将来構

想として検討の必要性は認められるが、地元の財政負担増となるような構想であれば、当面設立は難しい。(秋田)
・農村管理センターの設置が必要である。(山形)
・農業農村管理センター構想については、今後の土地改良施設の管理の適正化のため時宜を得た企画と考えられる。しかし地元負担を含めた財政問題及び技術者(ポンプ、電気等)の育成のための大幅な財政援助の拡大が必要であり、現在設置されている管理指導センターの拡充によって当面対応出来ないものが早急に結論することなく、長期展望の中で検討されるべきものと思慮される。(福島)



